

2027年国際園芸博覧会 消防・防災実施計画

2026年10月

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

目次

第1章	目的	3
第2章	基本方針	3
第3章	用語の定義	4
第4章	対象範囲及び期間	5
第5章	組織体制	6
第1節	平時の組織体制と運用	6
第2節	災害等発生時の組織体制	9
第6章	研修及び訓練	11
第1節	防火・防災研修	11
第2節	防火・防災訓練	11
第7章	災害等発生時の対応	13
第1節	地震	13
第2節	風水害	19
第3節	その他の自然災害	22
第4節	都市災害	24
第5節	その他の事案	26
第6節	国民保護事案	28
第8章	備蓄	29
第1節	品目・数量	29
第2節	保管・管理	29
第3節	配布	29
第4節	参加者等への協力要請	30
第5節	物資の支援要請	30
第9章	その他	31

第1章 目的

本計画は、博覧会期間中に発生する災害から、来場者や博覧会に関わるすべての参加者及び勤務者（以下「来場者等」という。）の安全を確保するとともに、外国人、高齢者、子ども、身体等に障害を有する方などをはじめ、すべての来場者が安心して訪れることができる博覧会を実現するために策定する。

また、災害予防、事前対策及び応急対策に関する具体的な実施事項を定めることにより、災害発生時に開催者、国、自治体及び関係機関が密接に連携して災害対応にあたり、博覧会の安心・安全の確保に資することを目的とする。

第2章 基本方針

開催者は、「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に基づき、博覧会の運営等に係る業務を行うこととされている唯一の団体であることを踏まえ、博覧会運営における防災について、以下の方針に基づき、国、自治体、その他の関係機関との連携・連絡体制を構築し、来場者等の安全確保に万全を期する。

- 1 開催者は、平時より総合指揮センターにおいて、会場の警備、防災、医療救護の各活動の統括を行うとともに、国、自治体、消防、警察等の関係機関との連絡調整を実施する。
また、総合指揮センターでは、来場者輸送に関する統括・調整を行う交通輸送本部と連携し、災害時等における交通状況の把握、来場者の帰宅支援の調整等を行う。
- 2 開催者は、大規模災害が発生した場合は、本計画に基づき、総合指揮センターを中心に速やかに情報収集、応急措置等を開始するとともに、災害対策本部を設置するなど必要な体制を構築する。
- 3 開催者は、大規模災害等により多数の来場者の帰宅が困難になった場合に備え、備蓄品や一時滞在施設の確保、周辺交通に関する情報の提供、帰宅支援、要配慮者への対応など、国、自治体、その他の関係機関と緊密に連携し、必要な体制を構築する。
- 4 消防関係法令等に基づき、開催者及び参加者が連携して、防火・防災等への対応を行う。
- 5 開催者は、博覧会が多くの公式参加者により構成され、外国人来場者が多数見込まれることに鑑み、災害対応やその準備段階に当たっては、可能な限り多言語による情報提供に努めるものとする。

第3章 用語の定義

	用語	内容
1	博覧会	日本国神奈川県横浜市において、2027年3月19日から同年9月26日まで開催される「2027年国際園芸博覧会」
2	会場	開催者が博覧会の運営に使用するすべての区域
3	開催者	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（GREEN×EXPO 協会）
4	参加者	公式参加者、非公式参加者、一般営業参加者、その他博覧会に参画する事業者
5	来場者等	来場者や博覧会に関わるすべての参加者及び勤務者
6	協会職員	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会の職員
7	従業員等	雇用の形態（正規、非正規）を問わず、出展施設内で勤務する全従業員
8	災害等	会場内で発生した災害、火災、事件、事故等の総称
9	初期消火	火災が発生した直後の、出火初期段階に行う消火活動のこと
10	応急救護	事故や急病が発生した直後に、医師や救急隊が到着するまでに行う一時的な手当てや対応のこと
11	防火対象物	消防法第2条第2項に基づく、火災予防行政の主たる対象となる建築物や工作物等
12	防火管理	火災の発生を未然に防ぎ、発生した場合に被害を最小限に食い止めるため、建物や事業所内で必要な対策を立て、実行すること 防火対策の基本である「自主管理の原則」に基づき、消防計画の作成、消防用設備の維持管理、消火・避難訓練の実施等、防火管理者を中心に計画的に行う活動全般を指す
13	防火管理者	消防法第8条に基づき、防火管理に関する講習会の課程を修了した者等、一定の資格を有し防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行できる地位を有する者で、管理権原者（建物や施設を実質的に管理・使用する権限を持つ者）から防火上の管理を行う者として選任された者
14	消防計画	防火管理者の管理区域において、日常の火災予防管理や災害発生時に円滑な行動ができるよう定期的に教育や訓練を実施することなどの行動規範を文書にしたもの
15	消防用設備等	消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設をいい、火災による被害の軽減を図るという消防の目的を達成するために必要な設備等
16	消防水利	火災が発生した際の消火用水など消防が使用する水の供給施設
17	一時避難場所	地震や火災等の緊急時に、延焼や倒壊から一時的に身を守るため、一時的に避難する場所
18	一時滞在施設	地震などの災害により帰宅できなくなった来場者等の一時滞在所
19	緊急車両	火災・救急・事故対応等の緊急性が高い業務を行うため、赤色灯を点灯させてサイレンを鳴らし、道路交通法による特例を受けて走行することができる車両
20	消防機関	消防組織法に基づき各市町村が設置する公的な消防組織で会場は横浜市消防局が管轄する
21	消防署	消防組織法第9条及び第10条に基づき、消防事務を処理するために設置される機関であり、火災の消火、事故・災害現場での人命救助、急病人の救急搬送、火災予防のための立入検査や指導等の実働的消防事務を担う

	用語	内容
		会場内の旭区内に当たる箇所は旭消防署、瀬谷区内に当たる箇所は瀬谷消防署が管轄する
22	博覧会防災責任者	協会警備隊、協会救護隊及び協会職員等の防災活動を指揮・統括する責任者。各参加者の防火管理者及び関係機関等との連携を密にし、会場の防火・防災の管理を行う
23	協会警備隊	会場内の公共空間において、犯罪及び火災の予防、防災、雑踏事故の防止並びに博覧会に関する諸規則の違反防止等の秩序の維持を行う
24	協会救護隊	開催者が会場で発生した負傷者や急病人に対応するために編成される部隊。会場内に設置される診療所への搬送などを行う
25	総合指揮センター	開催者が設置する警備や防災に関する事項を総合的に管理及び指揮する拠点で、参加者等との情報共有や有事の際のオペレーションにあたる

第4章 対象範囲及び期間

本計画の対象とする範囲は、博覧会の会場内とする。

対象とする期間は、博覧会の開催期間中とする。ただし、開催前及び会期後の一定期間についても、本計画の対策を必要とする状況であり、事態が発生した場合は原則として同様の対応を行う。

図1 会場図



第5章 組織体制

第1節 平時の組織体制と運用

1 総合指揮センターの運用

(1) 人員配置

総合指揮センターには次の人員を配置して、災害等発生時の対応を指揮統括する。

- ア 総合指揮センター長（安全対策を担当する協会の部門長）
- イ 協会総合指揮センター員（協会安全対策課職員）
- ウ 協会警備隊大隊長
- エ 協会警備隊
- オ 医療統括責任者
- カ 協会救護隊
- キ 関係機関リエゾン

(2) 設置機器

総合指揮センターにおいて、会場内及び会場周辺の災害に関連する情報等を収集するとともに、必要な情報発信ができるよう、会場内に次の機器等を設置する。

- ア 監視カメラ
- イ 気象観測機器
- ウ テレビ放送用モニター（災害情報、交通情報等）
- エ 電子地図装置
- オ 有線電話、無線通信機器
- カ 映像・音声共有アプリ
- キ 場内放送設備（以下「放送設備」という。）
- ク デジタルサイネージ

(3) 運用要領

総合指揮センターの運用は次のとおりとする。

- ア 協会内の関係各部と連携し、監視カメラ、放送設備及びデジタルサイネージ等の機器を活用し、会場内の情報収集及び来場者等への情報発信等を行う。
- イ 交通輸送本部と連携の上、来場者情報及び交通情報を常時モニタリングし、危機事象の発生に備える。
- ウ 会場内に設置する気象観測機器や、気象庁・民間気象会社等から地震・気象情報等を収集し、自然災害の発生に備える。
- エ 協会警備隊及び協会救護隊を運用し、火災、災害、傷病者等発生時の通報に対応する。
- オ 会場内に配置される協会警備隊や医療救護施設からの情報を集約し、協会警備隊及び協会救護隊に的確な指示を行うとともに、会場内に常駐する神奈川県警察及び横浜市消防局と情報を共有し、災害対応に関する調整を行う。

2 避難誘導・初期消火・救助活動等に従事する組織等（図2参照）

（1）各防火対象物に設置される「自衛消防の組織」

開催者や参加者が、それぞれで管理する防火対象物に設置する組織で、各施設に勤務する従業員等が消防計画に定められた役割により、初期消火、通報、避難誘導等を行う。

（2）協会警備隊

警備委託契約による委託警備会社の警備員により編成する。

会場において来場者等の避難誘導等の災害対応を行う。

（3）協会救護隊

救護業務委託契約による委託企業の救護員により編成する。

会場内で発生した傷病者の医療救護施設への移送等を担う。

（4）その他

従業員等は、本計画等に基づき総合指揮センターが決定した活動方針、役割分担に沿って組織横断的に来場者等の安全確保のため必要な活動を行う。

開催者の協会各部長は、自らの部で対処すべき事項の対応に当たるとともに、活動状況等を総合指揮センターに報告する。

3 災害等への対処のため会場内に常駐する機関

（1）横浜市消防局

会場内に消防拠点を設置し、災害等発生時における対応のほか、火災予防に関する事項について開催者と連携する。

（2）神奈川県警察

会場内に警察拠点を設置し、災害等発生時における対応のほか、犯罪の予防、事故防止に関する事項について開催者と連携する。

4 上記以外の関係機関との連携

開催者は、次の関係機関について博覧会期間中の災害等発生時のみならず、期間前の準備期間から災害時における対応について必要な調整を実施し、確実な連絡体制を構築するなど、防災に関する連携強化を図る。

（1）神奈川県・横浜市

ア 博覧会期間前より、帰宅困難者に対する帰宅支援策の検討、備蓄等に関する事項等について協力し、相互に調整して準備を進める。

イ 博覧会期間中において災害等が発生した場合には、神奈川県、横浜市からのリエゾン派遣を通じて、災害情報の共有、避難又は帰宅困難者の支援、救援物資に関する事項について連携ができる体制を構築する。

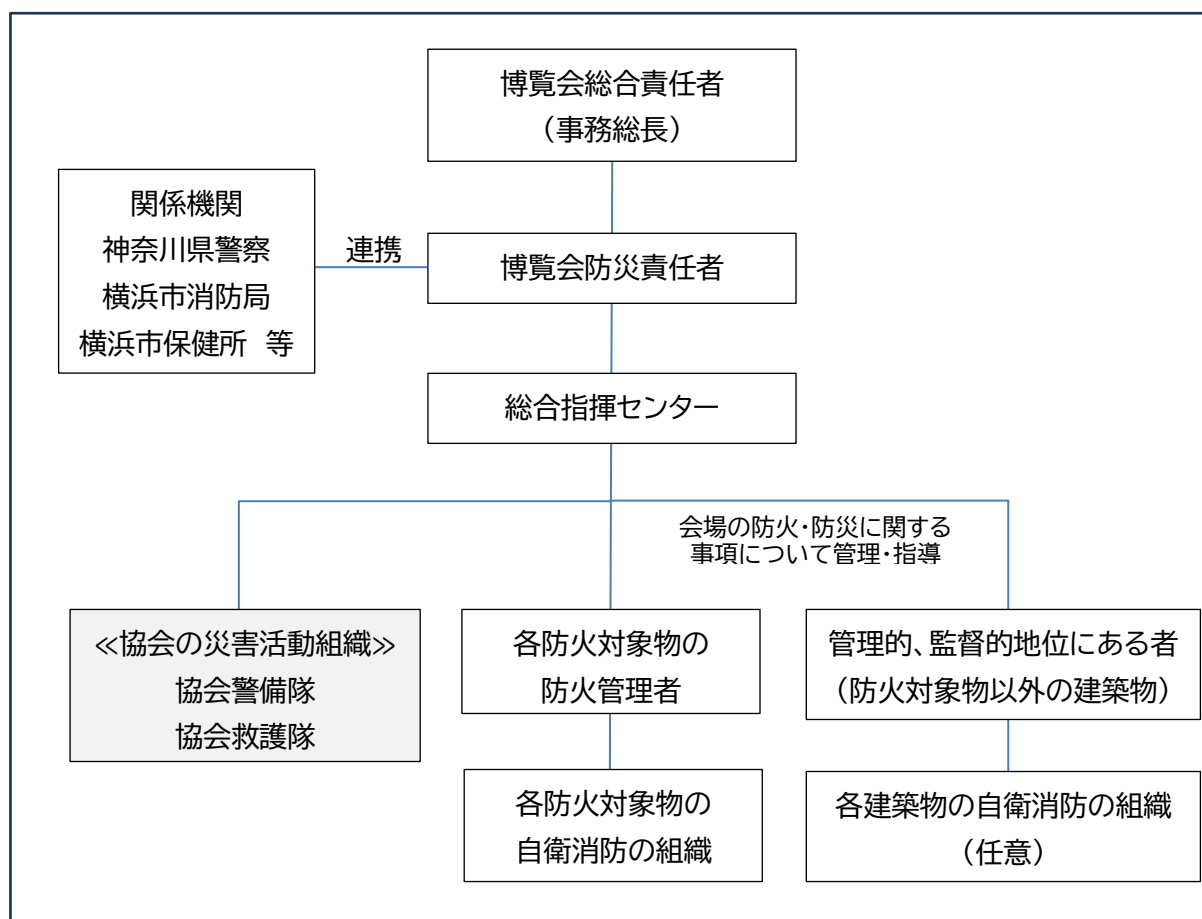
（2）その他自治体等

隣接する自治体（大和市）、シャトルバス発着場のある自治体（町田市）や関係機関とは、博覧会期間中において、災害情報の共有や帰宅抑制期間後の来場者等の帰宅に関する事項等について、連携できる体制を構築する。

(3) バス事業者

交通輸送本部と連携し、シャトルバスの運行状況を常時把握できる体制を構築し、鉄道路線の輸送障害などの非常時の対応について、関係者と迅速に連携・情報共有できる体制を構築する。

図2 博覧会防災管理体制及び災害活動組織図



第2節 災害等発生時の組織体制

1 災害等の情報収集体制

総合指揮センターにおいて、会場の雑踏状況や気象情報等を収集し、安全な会場運営や、天候の急変等への対応に万全を尽くす。

各部署においても必要な情報収集を実施し、総合指揮センターとの連携を図る。

2 災害対策本部

各部の災害情報の集約及び対応の統制を図ることを目的として、事務総長等を長として災害対策本部等を設置する。大規模災害等が発生した場合には、国、神奈川県、横浜市、従業員等の災害対策活動を調整する。

なお、災害対策本部等運用要領（設置基準・閉場基準等を含む）については別途定める。

(1) 配備基準

協会は、総合指揮センターを中心とする平時の情報収集、会場の警戒警備に加え、事前の減災対策、来場者の安全確保、関係機関との連絡調整、広報等について総合的な対応が必要となる事象が発生し、又は発生が見込まれる場合、次の基準により協議のうえ災害対策本部等を設置するものとする。地震、風水害等における設置基準は表1のとおり。

（設置基準）表1

種別	設置基準（例）
地震	・ 会場で震度5強以上（気象庁発表）を観測したとき ・ 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ・ その他事務総長が必要と認めたとき
風水害	・ 横浜市を対象とする気象等（大雨、暴風又は暴風雪）に関するレベル5気象特別警報が発表された場合 ・ その他事務総長が必要と認めたとき
その他	・ 会場でその他災害・事故が発生したとき ・ その他事務総長が必要と認めたとき

(2) 配備体制

本部長：事務総長

メンバー：全事務次長、全事務次長補、全参与、全統括長、全室長、総務部長、運営部長、
広報・報道部長、各機能別チームの部長

事務局：事前に指定した職員（総務部・企画調整部・安全対策部）等

(3) 対策本部体制の所掌事務

ア リスク対応に係る協会として施策立案及び意思決定すること

イ 情報の収集及び関係従事者への情報伝達に関すること

ウ 職員の配備及び災害対応に関すること

エ 関係機関、特定事業者、その他関係事業者等との連絡調整に関すること

オ リスク対応に係る広報に関すること

カ その他、災害対応に必要なこと

3 職員の役割分担等

災害が発生し、又は発生・拡大するおそれがある場合に災害対策活動を迅速かつ的確に行うために、各部は災害対応に必要な職員・従業員等の役割分担、人員数、参集方法・場所等をあらかじめ定める。

第6章 研修及び訓練

開催者は、従業員等に対して、火災、地震その他災害発生時の対応や防火・防災に関する必要な知識等を学ぶ研修及び訓練を実施する。

第1節 防火・防災研修

1 従業員等に対する研修（2月・3月）

(1) 開催者は、避難誘導・救助等に従事する従業員等に対し、必要な防火・防災研修を行うものとする。

(2) 防火・防災研修の内容

防火・防災研修の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 防災基本計画及び防災実施計画等について
- イ 火災の予防について
- ウ 「自衛消防のための組織」の編成及び任務について
- エ 消防用設備等の機能及び取扱いについて
- オ 総合指揮センターの役割と連絡要領について
- カ 地震に関する知識について
- キ 一時滞在施設及び帰宅困難者対応について
- ク その他火災予防上必要な事項について

2 防火管理者に対する研修（通年）

(1) 開催者は、参加者のうちで防火管理者に選任されている者に対して、会場内における防火・防災に関する研修を適宜開催する。

(2) 防火管理者は、自己が管理する防火対象物の従業員等に対する防火・防災研修を適宜実施する。

第2節 防火・防災訓練

1 開催者が実施する訓練

開催者は、火災、地震、落雷その他の災害等が発生した場合に備えて、次の訓練を実施する。

なお、訓練実施にあたっては実効性に十分配慮するものとし、会場特性に合わせた訓練については重点的に実施する。

(1) 災害対策本部等運営訓練

開催者は災害対策本部等の設置・運営手順を確認し、大規模災害等発生時における情報収集、意思決定、関係機関との連絡調整等の対応力向上を図る。

- ア 図上訓練（12月）
- イ 現場訓練（2月）

(2) 総合指揮センターの運営訓練（通年）

総合指揮センターにおける情報収集、状況判断、関係機関との連絡調整及び各部隊への指示伝達の手順を確認する訓練を実施する。あわせて、放送設備及びデジタルサイネージ等を活用した来場者等への情報発信及び現場対応との連携要領を確認する。

(3) 総合防災訓練（3月）

開催者は、関係機関や博覧会に関わる従業員等を対象にした総合防災訓練を実施し、通報連絡・避難誘導・初期消火等のフローを確認する。

(4) 集合訓練（2月・3月）

開催者は、参加者を集めた集合訓練を実施する。

ア 消火訓練

イ 通報訓練

ウ 避難・避難誘導訓練（火災・地震等）

エ 応急救護訓練

オ 落雷時における来場者の安全確保及び屋内退避訓練

カ 一時滞在施設の開設・運営訓練

キ 防災備蓄品等の搬送・配布訓練

(5) 個別訓練（通年）

協会職員や警備員をはじめとする従業員等が個別で実施する。

ア 情報伝達訓練（図上）

イ 消火訓練

ウ 避難誘導訓練（火災・地震・落雷等）

エ 救出・応急救護訓練

オ 緊急車両等（消防隊・救急車等）の誘導・情報提供訓練

カ 消防用設備・防災資機材等の取扱い訓練

2 防火管理者が実施する訓練

各防火対象物の防火管理者は、あらかじめ作成した消防計画に基づき訓練を実施する。

また、各防火対象物の防火管理者は、開催者が主催する総合訓練や集合訓練とは別に、必要に応じて自衛消防訓練及び防災訓練を実施すること。

なお、訓練を実施するにあたり、消防隊又は協会職員等の立合い等について調整すること。

第7章 災害等発生時の対応

第1節 地震

2027年国際園芸博覧会「消防・防災基本計画」（以下「基本計画」という。）の災害想定に基づき、会場周辺で大規模な被害が想定され国や神奈川県、横浜市等の関係機関への支援要請が必要となる関東大震災クラスの地震発生時の対応要領について記載する。

1 神奈川県・横浜市との情報共有、支援要請

発災時、開催者は会場内に指定する一時滞在施設への誘導や備蓄品の提供により、来場者の安全を確保するとともに、神奈川県、横浜市等に対して被害状況等を報告し、必要に応じて支援要請を実施する。

また、鉄道が運休する場合などには、帰宅困難者の発生が見込まれることから、神奈川県、横浜市等と緊密に連携し、会場内に滞在する帰宅困難者に対し、必要な帰宅支援を実施する。

(1) 担当区分

ア 開催者

会場内

イ 神奈川県・横浜市

神奈川県域・横浜市域

(2) 役割

ア 博覧会期間前

(ア) 開催者

- ・ 会場内・会場外一時滞在施設の調整
- ・ 備蓄の確保

(イ) 神奈川県・横浜市

- ・ 会場外一時滞在施設の調整支援
- ・ 備蓄の支援

イ 博覧会開催中

(ア) 開催者

- ・ 負傷者の応急救護活動
- ・ 来場者の避難誘導
- ・ 発災時の会場内・会場外一時滞在施設の使用に関する調整
- ・ 会場内・会場外一時滞在施設等への誘導
- ・ 備蓄品の配布
- ・ 帰宅支援

(イ) 神奈川県・横浜市

- ・ 県内、県外への帰宅支援
- ・ 食料等の救援物資の追送
- ・ 国、その他関係機関との調整

2 一時滞在施設の確保

大規模地震が発生した場合、会場内の被害状況及び周辺の交通状況等を踏まえ、帰宅困難者の発生が見込まれる場合は、各施設管理者と調整し、一時滞在施設として利用可能な施設を確保する。

また、会場内の建物にすべての来場者を収容することが難しい状況も想定されるため、来場者等に対して会場外の一時的滞在施設等についても情報提供を行う。

(1) 一時滞在施設

ア 会場内一時滞在施設

次に掲げるもののうち、安全が確認され、かつ施設管理者により一時滞在施設としての使用が許可された建物を使用する。

- (ア) 催事・出展施設
- (イ) 休憩所
- (ウ) 営業施設
- (エ) その他一時滞在施設として利用可能な建物

イ 要配慮者用施設

要配慮者の方が屋内で待機できるよう、収容力があり設備が整っている施設を要配慮者用施設として確保する。

ウ その他の一時滞在場所

開催者は、団体バス又は自家用車を利用している来場者に対し、駐車場内の車内で一時滞在するよう案内することを検討する。

図3 主な一時滞在施設 配置図



(2) 一時滞在施設の運営

会場における一時滞在施設の運営は、施設管理者を中心に次の事項等に留意して行う。

また、会場外一時滞在施設を利用する場合、開催者は当該一時滞在施設の施設管理者の協力を得て運営する。

ア 施設管理者は、建物の安全確認や設備の稼働状況を確認し、来場者の受入可否及び受入人数を検討する。

イ 開催者は、参加者等が管理する建物を一時滞在施設として利用する場合、当該施設の施設管理者と協会職員との連絡体制を構築する。

ウ 施設内における受入場所を指定するとともに、要配慮者用スペース、乳幼児及び授乳スペース、女性専用スペースを確保するなど、可能な限り滞在者の特性に配慮する。

エ 総合指揮センターと連携し、来場者に災害情報や帰宅に関する情報提供を行う。

3 地震発生時の対応

(1) 基本方針

開催者は、来場者等の人命救助、安全確保のため、会場に常駐する横浜市消防局、神奈川県警察の活動に協力し、これら関係機関や参加者等と連携して活動する。

また、神奈川県、横浜市から被害状況や、帰宅困難者の発生状況等の情報収集に努め、来場者等が安全に帰宅できるよう支援するものとする。

(2) フェーズ区分

地震発生後、開催者は目的、方針に応じて、5段階のフェーズに区分された災害対策活動を順次実施する。

災害時には、災害対策本部等からフェーズ移行について発信することで、会場全体の意思統一及び活動の円滑化を図る。

区分	目的・方針	主な対策
フェーズⅠ	生命・安全の確保 状況確認	身を守る行動を呼びかけ 負傷者の把握、施設の被害確認 応急救護活動 公共交通機関及び道路の状況把握
フェーズⅡ	救援・安心の提供	来場者の避難誘導・待機 会場内施設の安全確認
フェーズⅢ	残留来場者の支援 ※	一時滞在施設への誘導 保温シート等の備蓄品の配布開始 食料・飲料水の配布開始
フェーズⅣ	帰宅支援	交通情報の提供等、帰宅支援 シャトルバスの順次運転再開
フェーズⅤ	被害調査・復旧	被害状況の調査 営業再開に向けた措置

※ アクセスルートに関わる公共交通機関の一部運転再開、道路の一部啓開の状況により、帰宅開始（フェーズⅣへ移行）

(3) 各フェーズの協会の対応と神奈川県・横浜市との連携

各フェーズの目安の時間を示し、開催者、神奈川県及び横浜市の連携については、次のとおり行う。

時間	協会	神奈川県・横浜市
フェーズⅠ 〔発災後 1時間〕	☐ 身を守る行動を呼びかけ ☐ 負傷者の把握、施設の被害確認 ☐ 応急救護活動・救助活動等 ☐ 周辺交通等に関する情報収集	☐ 県内・市内の被害状況の情報収集 ☐ 公共交通機関の被害状況の情報収集
フェーズⅡ 〔発災後 1～6時間〕	☐ 屋外にいる来場者を一時避難場所へ誘導 ☐ 一時滞留者に関する情報収集 ☐ 一時滞在施設の開設準備（要配慮者を優先） ☐ 会場内飲食店等への協力要請 ☐ 食料、飲料水、その他備蓄品の配布準備	☐ 道路及び鉄道の運行状況、復旧状況等の情報収集、提供 ☐ 県内・市内の被害状況の情報提供 ☐ 公共交通機関の被害状況の情報提供
フェーズⅢ 〔発災後 6～12時間〕	☐ 一時滞在施設への案内・誘導 ☐ 食料、飲料水、その他備蓄品の配布 ☐ シャトルバスの運転再開等の検討・調整	☐ アクセスルートを含む輸送路の情報収集 ☐ 主要ターミナル周辺等の混雑状況の確認
フェーズⅣ 〔発災後 12～72時間〕	☐ 一時滞在施設での支援 ☐ シャトルバスの順次運転再開 ☐ 徒歩帰宅可能者は徒歩により帰宅 ☐ 救援物資要請の調整 ☐ 帰宅支援	☐ アクセスルートを含む輸送路の通行可否等の確認 ☐ 救援物資支援の調整
フェーズⅤ 〔発災後 72時間以降〕	☐ 被害状況の調査 ☐ 営業再開に向けた措置	☐ その他必要な調整

(4) 安否確認

ア 従業員等

発災後、協会職員、従業員等の安否確認を行う。

イ 参加者・来場者

従業員等は、自己の安全を確保した後、参加者及び来場者の安否確認を行う。

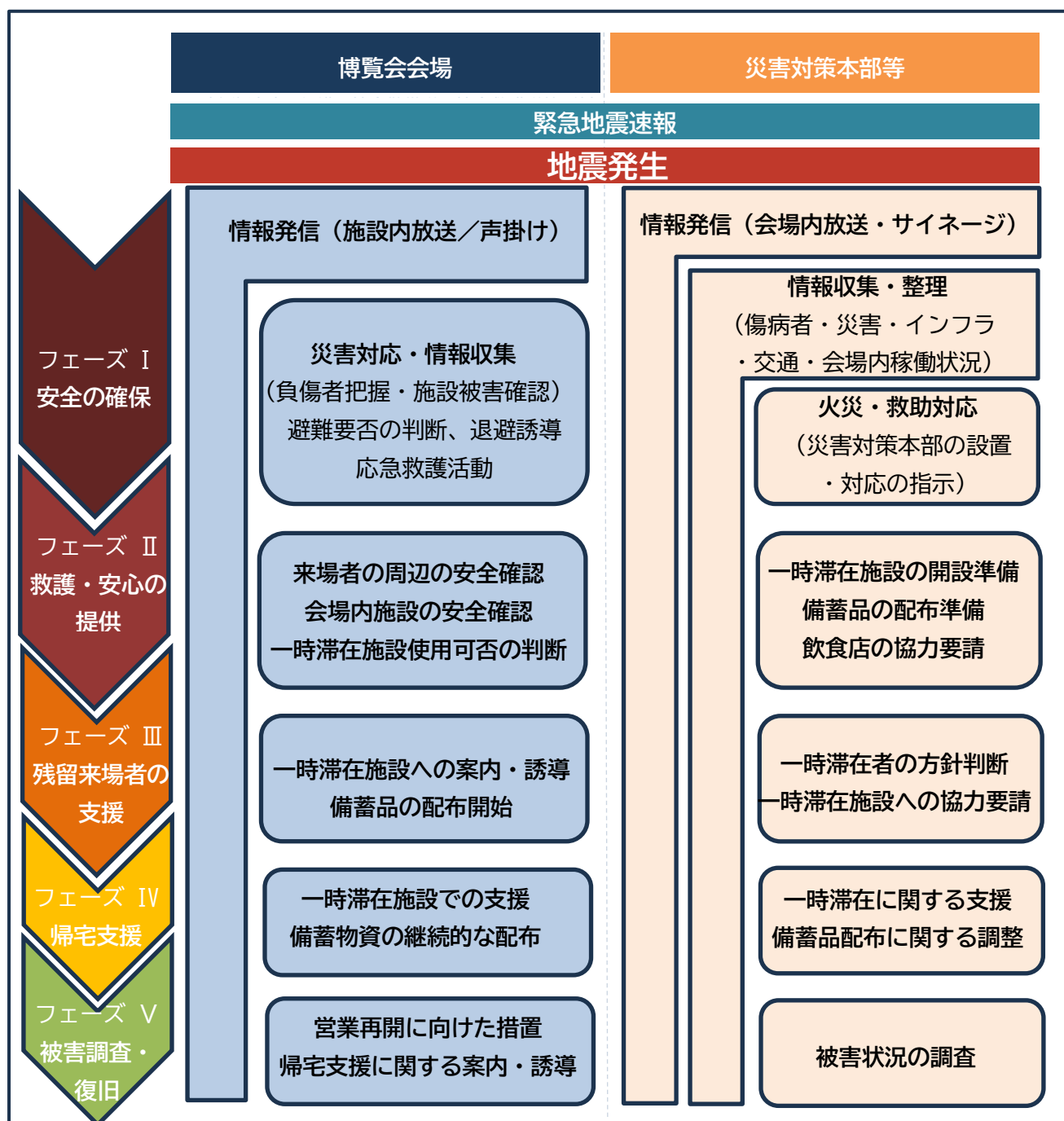
なお、人命に関わる情報は総合指揮センターで集約する。

(5) 地震発生時の対応業務の計画

開催者は、図4「地震対応フロー図」に基づき活動するものとし、協会各部署は、自らの部で対処すべき事項の対応に当たるとともに、地震発生時の業務を特定し、必要な人員体制の確保を計画すること。

また、活動状況等は災害対策本部等（未設置時は総合指揮センター）に報告する。

図4 地震対応フロー図



(6) 避難計画

ア 発災時の避難行動

- (ア) 来場者等に対しては、落下物に注意しつつ、その場で自身の安全を確保するよう呼びかけを行う。特に屋内の来場者には、むやみに屋外へ飛び出さないよう注意喚起する。
- (イ) 建物が安全な場合、屋内の来場者等に対しては、混雑による混乱を回避するため、屋内での一時待機を優先する。

- (ウ) 屋外の来場者等には、会場内の混雑状況の緩和及び緊急車両の通行路確保のため、一時避難場所へ誘導する。

イ 避難誘導要領

(ア) 基本方針

人命救助を最優先とし、来場者等の混乱防止及び不安の払拭に努めるものとする。

(イ) 誘導員の配置

来場者等の安全が確保できるよう協会警備隊、従業員等を誘導員として配置する。

(ウ) 情報収集

開催者は、次の方法により地震情報を収集する。

- ・ 神奈川県・横浜市からの地震情報等
- ・ 報道等からの情報
- ・ 民間気象会社からの情報

(エ) 情報発信

会場に設置された放送設備及びデジタルサイネージ等の案内表示を活用して、避難情報を表示する。あわせて、放送設備で、災害発生や避難誘導等に関するアナウンスを行い、来場者等が必要とする情報発信を行う。

(オ) 要配慮者への対応

要配慮者など、避難行動において支援が必要な来場者等には、協会警備隊、従業員等が支援を行う。

(7) アクセスルートの確認

開催者は、地震発生後、周辺主要道路の通行状況及び鉄道の運行状況などについて、関係機関から情報収集を実施する。

(8) 備蓄品の配布

備蓄品の配布については、第8章「備蓄」のとおりとする。

(9) 帰宅支援

開催者は、公共交通機関等の復旧状況に応じて、神奈川県・横浜市及び関係機関と連携し、来場者等が駅や空港などの主要なターミナル等へとアクセスできるよう必要な情報提供、交通手段の調整等を行う。

ア 帰宅に関する情報提供

来場者等に対し、神奈川県・横浜市、関係機関及び鉄道事業者等から提供される災害情報や鉄道等の運行再開の目途などの情報を適宜伝達する。

イ 帰宅のための来場者輸送の再開

開催者は、シャトルバスの運行が可能な場合、発着駅等への来場者輸送を行う。

ウ その他

開催者は、徒歩帰宅者に対し神奈川県及び横浜市内の被害状況や、徒歩移動する際に危険な場所など、必要な情報提供を行う。

第2節 風水害

博覧会期間中には、梅雨、台風、豪雨の発生が見込まれる季節を含むことから、下記により対応することとする。

なお、暴風発生時には台風時の強風対策に準じて対応するものとする。また、豪雨発生時には台風時の大雨対策に準じて対応するものとする。

1 台風（豪雨・暴風含む）

(1) 基本方針

台風の規模や進路予想は、気象情報により、事前に情報が入手できるため、会場に影響が及ぶ場合などには、屋外イベントの中止等の営業内容の変更や、営業時間の短縮、早期閉場を行うことなどにより、帰宅困難者の発生を防ぐとともに、来場者の安全を確保する。

(2) フェーズ区分

台風発生から最接近までの状況を、5段階のフェーズに区分して、各フェーズにおける状況等を記載する。

区分	最接近までの時間 (目安)	状況等
フェーズⅠ	最接近5日～3日前	発生した台風が、横浜市北部に接近する進路予想、神奈川県が暴風警戒域に入る予想
フェーズⅡ	最接近2日～1日前	営業内容の変更や営業時間の短縮、閉場等対応の検討
フェーズⅢ	最接近24時間 ～12時間前	会場が強風域（最大風速15m/s以上の風の範囲）に入る 大雨警報、暴風警報等の発表
フェーズⅣ	最接近12時間 ～最接近	会場が暴風域（最大風速25m/s以上の風の範囲）に入る 公共交通機関の計画運休 大雨、暴風による被害発生 警戒活動
フェーズⅤ	台風が過ぎ去った後	大雨警報、暴風警報等の解除 台風による被害の確認 営業再開に向けた措置

(3) 情報収集

開催者は、次の方法により台風情報を収集する。

- ア 気象庁による台風情報等
- イ 民間気象会社からの情報
- ウ 会場内に設置した気象観測機器

(4) 情報発信・誘導

会場に設置された放送設備及びデジタルサイネージ等の案内表示を活用して、避難情報を表示する。あわせて、放送設備で、災害発生や避難誘導等に関するアナウンスを行い、来場者等が必要とする情報発信を行うとともに、必要に応じて会場内の従業員等や警備員による誘導を行う。また、団体バス又は自家用車を利用している来場者に対し、駐車場内の車内に避難するよう案内することを検討する。

(5) アクセスルートの確認

開催者は、大雨や強風により交通網に影響を及ぼす可能性が考えられる場合、周辺主要道路の通行状況及び鉄道の運行状況などについて、関係機関から情報収集を実施する。

(6) 強風対策

- ア テントやパラソル、椅子など飛散しやすいものの整理・整頓、固定又は除去
- イ キッチンカーなど屋外での販売抑制
- ウ 強風時に危険な場所への立入制限（各施設テラス部、屋外高所部等）
- エ 飛散物などによる窓、ガラス等の破損防止措置
- オ トラックなど風の影響を受けやすい車両の退避や停車措置

(7) 大雨対策

- ア 会場内の巡回による危険箇所の把握
- イ 建物への浸水を防ぐための土嚢や止水板等の準備
- ウ 建物の出入り口や窓の閉鎖
- エ 建物への浸水があった場合の避難

(8) 警戒活動

開催者は、会場内の建物や設備等に被害がないか、適宜警戒活動を行う。

(9) 開場（再開）に向けての措置

開催者は、台風通過後、会場内の被害状況を確認し、被害があれば必要な復旧作業等を行うとともに、必要に応じて部分的な入場規制を行う。

(10) 設備等の事前把握

開催者は、会場内の排水設備や建物地階部分など、風水害の際に注意が必要な施設等を事前に把握し、応急対策に備える。

- ア 会場内の排水設備
- イ 備蓄倉庫、水防資機材
- ウ 避難場所
- エ その他必要な場所

2 浸水

(1) 基本方針

会場内には相沢川及び和泉川が流れており、豪雨等の発生により川の水が河川敷に浸水する可能性がある。

豪雨に関する情報は気象情報により事前に情報が入手できるため、会場に浸水被害が発生することが予想される場合には、閉場や河川敷でのイベント中止等の営業内容の変更や、河川周辺への入場規制を行うことなどにより、来場者等の安全を確保する。

(2) 情報収集

開催者は、次の方法により豪雨情報を収集する。

- ア 気象庁による豪雨情報等
- イ 民間気象会社からの情報
- ウ 会場内に設置した気象観測機器

(3) 情報発信・誘導

会場に設置された放送設備及びデジタルサイネージ等の案内表示を活用して、避難情報を表示する。あわせて、放送設備で、災害発生や避難誘導等に関するアナウンスを行い、来場者等が必要とする情報発信を行うとともに、会場内の従業員等や警備員による誘導を行う。

また、団体バス又は自家用車を利用している来場者に対し、駐車場内の車内に避難するよう案内することを検討する。

(4) 浸水対策

ア 会場内の巡回による危険箇所の把握

イ 建物への浸水を防ぐための土嚢や止水板等の準備

ウ 建物への浸水があった場合の避難

(5) 入場規制

大雨の発生や、河川の水位上昇が認められた場合には、河川周辺への入場を規制する。

(6) 警戒活動

開催者は、会場内の建物や設備等に被害がないか、河川周辺に来場者が進入していないか等、適宜警戒活動を行う。

(7) 開場（再開）に向けての措置

開催者は、豪雨収束後、会場内の河川の状況及び被害状況を確認し、被害があれば必要な復旧作業等を行うとともに、必要に応じて部分的な入場規制を行う。

(8) 浸水域の事前把握

開催者は、会場内の浸水しやすい箇所など、豪雨の際に注意が必要な箇所等を事前に把握し、応急対策に備える。

3 落雷

博覧会期間には、雷の原因となる積乱雲が発達しやすい夏季（7～9月）を含むことから、落雷による被害を防止するため下記対策を実施する。

(1) 基本方針

気象会社等からの情報等により、落雷リスクの上昇を早期に把握することで、来場者が屋内等へ安全に避難できるよう誘導する。

また、屋外で多数の観客が集まり、避難に時間を要するようなイベント等については、一時的な立入制限やイベントの変更・中断・中止を行うことなどにより、来場者の安全を確保する。

(2) 情報収集

次の手段により落雷に関する情報を収集する。

ア 気象庁による雷注意報等

イ 落雷リスクを検知するシステム

ウ 民間気象会社からの情報

(3) 情報発信・誘導

雷雲の接近等により、落雷リスクの上昇が見込まれる場合は、会場に設置された放送設備及びデジタルサイネージ等の案内表示を活用した注意喚起などにより、屋内や避雷ドームが

設置されているエリア等への避難を呼びかけるほか、会場内の従業員等や警備員による誘導を行う。

(4) 応急対策

早めに対応する必要がある施設や場所等について、次のとおり対応する。

ア 樹木の多いエリア

雷雲接近時には、樹木への落雷リスクを考慮する必要がある。

会場周辺への雷雲の接近が見込まれる場合には、樹木の多いエリアから早めに避難を促し、立入制限を行う。

イ 屋外イベント

屋外イベントについては、雷雲接近時には早めに一時中断等の判断を行う。

(5) 落雷時の措置

開催者は、会場に落雷があった場合、直ちに負傷者や火災が発生していないかの確認を行う。

その後、施設の破損、設備の故障、停電などの被害確認を行う。

負傷者が発生した場合には、会場内の医療救護施設にて応急措置を実施し、必要に応じて救急要請を行う。

第3節 その他の自然災害

1 猛暑

(1) 基本方針

会場内には医療救護施設を設置し、熱中症患者発生時の対応に備えるとともに、環境省「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020」等を参考に、暑さ指数(WBGT)を指標とした対策を実施する。

また、来場者等が熱中症に罹患しないため、クーリングシェアスポットの設置を推進する。

(2) 熱中症対策

ア 来場者への呼びかけ・啓発

来場者に対して、放送設備、デジタルサイネージ等を利用して、次の呼びかけ・啓発を行う。

(ア) 帽子や日傘等の利用推奨

(イ) 休憩所やクーリングシェアスポットでの休憩の推奨と休憩施設の情報提供

(ウ) 水分補給の推奨と給水場所の情報提供

(エ) 熱中症警戒アラート等の情報

イ 従業員等への対策・啓発

従業員等の熱中症予防のため、次の対策及び啓発を行う。

(ア) 冷房の効いた休憩所を設置し、こまめな休憩により体温上昇を防ぐ

(イ) 水分補給の推奨と給水場所の情報提供

(ウ) 熱中症警戒アラート等の情報の共有

ウ 待機列に対する対策

(ア) ゲート前での対策

来場者の人数に合わせ、十分なゲートレーン数を確保することで待ち時間を短縮する。

(イ) 出展施設前の待ち列

入場予約制により、待ち時間を短縮する。

また、行列エリアに日射抑制（日よけ用の庇、すだれ、パーゴラ等）を設置する。

エ 会場内の日陰創出等

(ア) テント、パラソル、パーゴラや会場内の樹木による日陰の創出

(イ) 微細ミスト、スポットエアコンの設置

(ウ) 営業施設による日傘等、熱中症対策グッズの販売

オ 給水環境の整備

(ア) 会場内各所に自動販売機、給水機等を設置

(イ) 営業施設、キッチンカー等における飲料の販売

カ 屋外イベントでの対策

(ア) 屋外イベントにおける安全基準の策定

イベント主催者は、イベントごとの安全基準を策定し、熱中症の発生を未然に防ぐ。

(イ) イベント主催者に対する暑熱対策指導

開催者は、イベント主催者に対し、イベントの内容に応じた暑熱対策の指導を行う。

(ウ) イベント主催者による暑熱対応の呼びかけ

イベント主催者は、イベントに参加している来場者に対し、自衛的な対応を呼びかけるとともに、体調不良者が発生した場合は総合指揮センターへ通報し、開催者の指示に従い適切な対応を行う。

(3) 応急対策

熱中症患者が発生した場合、会場内に設置されている医療救護施設（診療所・応急手当所）で対応する。

屋外イベントの中止等の営業内容の変更等を行うことなどにより、来場者の安全を確保する。

2 火山災害（降灰）

火山の噴火により、会場内に火山灰が降灰する状況となった場合などには、営業内容の変更や、営業時間の短縮、早期閉場等を検討し、帰宅困難者の発生を防ぐとともに、来場者の安全を確保する。

なお、降灰発生による交通途絶等が発生した場合には、地震災害時の対策に準じて対応するものとする。

3 渇水

降雨が少ないこと等により河川の流量が減少し、大規模な取水制限を行う等、平常時と同様の取水を行うことができない状態となった場合は、営業内容の変更や、営業時間の短縮、閉場等を検討する。

4 雪害

横浜市内で3月～9月に発生した最近の積雪は、2024年3月に記録されている。積雪が発生した場合、道路交通の不通、鉄道・バスの運休等の交通被害、道路凍結による来場者等の転倒等の影響が想定される。

会場内で積雪が発生した場合には、営業内容の変更や、営業時間の短縮、早期閉場等を検討するとともに、園路等の除雪について検討する。

第4節 都市災害

1 火災

(1) 火災予防・出火防止

本計画では、会場の火災予防・出火防止に関する事項について記述し、各出展スペースや催事施設、営業施設等（以下「出展スペース等」という。）の火災予防に関する事項については、出展スペース等の防火管理者が消防計画で定めるものとする。

ア 出火防止

開催者は、法令等の定めるところにより、出展スペース等の火気使用について、参加者等に遵守させ安全管理に努める。

イ 立入検査

博覧会期間中の会場内における火災予防上の確認、指導等については、消防機関と協議の上、必要に応じて実施する。

ウ 火気等の使用制限

出展スペース等において火気等の使用が必要な場合は、管轄する消防署に許可申請を行う。

エ 危険物等の持ち込み禁止等

会場への入場に際しては、別途定める規約等を参照し遵守する。

オ 放火防止

- (ア) 出展スペース等の周辺にみだりに可燃物を放置しない
- (イ) 監視カメラの設置及び協会警備隊の定期的な巡回監視体制を確立する
- (ウ) 常時人がいない場所や駐車場の車両等は施錠する

(2) 応急対策

会場内の建物等から出火した場合、出展スペース等の自衛消防の組織が初動対応し、協会警備隊及び協会救護隊が連携し活動にあたる。あわせて、従業員等は消防署の消防隊の活動に協力する。

なお、出展スペース等の応急対策は、それぞれの防火管理者が消防計画で定める。

ア 火災発見時の通報

火災の発見は、自動火災報知設備等の設備による感知の場合と人が直接発見する場合があり、それぞれ次のとおり対応する。

(ア) 設備による感知の場合

出展スペース等で自動火災報知設備等により感知した場合は、総合指揮センターに通報する。総合指揮センターは近くの協会警備隊に現場を確認するよう指示し、必要に応じて119番通報する。

(イ) 協会警備隊や従業員等が直接発見した場合

周辺の者に火災の可能性があることを知らせるとともに、速やかに119番通報を行い、無線等で総合指揮センターあてに連絡する。

なお、現場に協会警備隊や従業員等が複数人いる場合は、協力して避難誘導や通報、初期消火等の初動対応を行う。

イ 初期消火活動

協会警備隊は、出展スペース等の自衛消防の組織と協力して、周辺の安全確保や初期消火活動を行う。

ウ 避難誘導等

火災に発展した場合は、必要に応じて来場者等を一時避難場所へ避難誘導する。

また、火災の発生について、会場内の放送設備及びデジタルサイネージ等により来場者等へ注意を促し、周辺への立入を規制するなど混乱防止に努める。

エ 消防機関への情報提供

避難誘導・初期消火等に従事する組織等は、消防署の消防隊が効果的に消火活動を行えるようにするため、次の活動を行う。

(ア) 火災現場への誘導

- (イ) 出火場所、燃焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるもの（危険物品等）の有無、関係者情報などの情報提供

オ 緊急車両の通行支援

- (ア) 総合指揮センターは、協会警備隊に消防隊の走行経路を連絡する。

- (イ) 協会警備隊は、ゲートの開放や走行路の確保を行うとともに、グリッドマップ等を活用して、災害場所や走行経路を共有して、消防車等の緊急車両の走行を支援する。

- (ウ) 緊急車両が会場内を走行する場合、協会警備隊は来場者の安全を確保すること。

2 危険物質等に起因する災害

危険物質等を起因とする災害が発生した場合には、二次災害発生の危険性が高いことから、協会警備隊は、関係者からの情報収集を最優先に活動し、むやみに近づかないようにする。

また、来場者等が災害現場に近づかないようにするため、立入禁止の措置を取るとともに、会場内の放送設備によるアナウンスや、会場に設置された放送設備及びデジタルサイネージ等の案内表示を活用した注意喚起をするほか、必要に応じて会場内の従業員等や警備員による誘導を行う。

消防署の消防隊が現場に到着した際には、協会警備隊は情報を速やかに消防隊へ伝達し、消防隊の活動に協力する。

負傷者が発生した場合に、医療救護施設において応急手当を行う際には、衣類等に危険物質等が付着していないかを確認し、そのおそれがある場合には除染を行ったうえで応急手当を行う。

3 交通事故

会場内で交通事故が発生した場合には、協会警備隊は速やかに総合指揮センターに通報するとともに、負傷者の救護を行う。

また、二次災害の発生を防止するため協会警備隊は後続車に注意を促すとともに、必要に応じて通行規制を行う。

総合指揮センターは直ちに警察に通報するとともに、必要に応じて消防にも通報する。

事故現場に警察等が到着した際にはその活動に協力する。

4 雑踏事故

(1) 基本方針

会場には、局地的又は一時的に来場者が密集・滞留することにより、事故等の危険が生じるおそれのある場所が多数存在する。このため、繁忙日、入場ゲート、待機列が発生する箇所、催事・行事等に重点を置き、雑踏事故の防止に向けた対策の充実を図る。

(2) 事故の予防

来場者が密集する場所、密集により危険性が高まる場所に協会警備隊員を配置し、来場者の整理誘導を行う。

混雑状態に十分対応できず来場者の流動に支障をきたすおそれがある出展者に対しては、当該出展者の警備責任者と事前協議により対策を講じさせるとともに、必要に応じて協会警備隊員が支援を行う。

(3) 事故発生時の対応

会場内で雑踏事故が発生した場合には、協会警備隊は速やかに総合指揮センターに通報するとともに、負傷者の救護を行う。

また、二次災害の発生を防止するため、安全確保のための整理誘導を行うとともに、関係者からの情報収集を行う。

総合指揮センターは直ちに警察に通報するとともに、必要に応じて消防にも通報する。

事故現場に警察等が到着した際にはその活動に協力する。

第5節 その他の事案

1 社会インフラ事故

(1) 停電

停電が発生した場合は、神奈川県・横浜市等から情報収集をするとともに、放送設備が使用可能な場合にはアナウンスを行い、来場者等が必要とする情報発信を行う。放送設備が使用不能な場合には、協会警備隊はトランジスタメガホン等を活用して情報発信を行い、必要に応じて誘導を行う。

また、営業内容の変更や営業時間の短縮、早期閉場等を検討する。

大規模停電が発生した場合に備え、災害時対応の拠点となる総合指揮センター、医療救護施設、一時滞在施設としての利用が見込まれる主要施設、要配慮者利用施設等については、非常用発電機による電力確保を行う。

(2) 大規模断水

断水が発生した場合は、神奈川県・横浜市等から情報収集をするとともに、放送設備でアナウンスを行う。

また、来場者等が必要とする情報発信を行うとともに営業内容の変更や営業時間の短縮、早期閉場等を検討する。

必要により来場者等の飲料水の確保を行い、備蓄品の配布についても検討する。

(3) 上下水道の破損

上下水道の破損が生じた場合には、開催者は神奈川県・横浜市等に報告するとともに、破損箇所に来場者を近づけさせないため、協会警備隊により園路の通行規制や誘導を行う。

また、被害状況に応じて、営業内容の変更や営業時間の短縮、早期閉場等を検討する。

あわせて、早期に復旧するための修繕等を行う。

(4) 飲料水の水質異常

飲料水の水質異常が発生した場合には、開催者は神奈川県・横浜市等に報告するとともに、放送設備でアナウンスを行う。

また、来場者等が必要とする情報発信を行うとともに営業内容の変更や営業時間の短縮、早期閉場等を検討する。

必要により来場者等の飲料水の確保を行い、備蓄品の配布についても検討する。

(5) 園路や管理動線の破損・倒木

園路や管理動線の破損が生じた場合には、破損・倒木箇所に来場者等を近づけさせないため、協会警備隊は園路や管理動線の通行規制や誘導を行う。

また、被害状況に応じて、営業内容の変更や営業時間の短縮、早期閉場等を検討するとともに早期に復旧するための修繕等を行う。

2 有害昆虫

スズメバチ等が来場者等に集団で襲う等の事案が発生した場合には、会場内の従業員等や協会警備隊により、姿勢を低くして速やかにその場から離れることを誘導するとともに、被害発生場所に来場者等を近づけさせないため、協会警備隊は通行規制や誘導を行う。

負傷者が発生した場合には、直ちに医療救護施設において応急救護処置を行うとともに、医師の判断により消防機関へ救急要請を行う。

また、被害の拡大が予想される場合には、委託業者等による駆除を検討する。

3 光化学スモッグ

神奈川県から光化学スモッグ注意報が発令された場合には、光化学スモッグ注意報の発令について、放送設備やデジタルサイネージにより来場者等へ注意を促すとともに屋外イベントの中止等の営業内容の変更等を行うことなどにより、来場者の安全を確保する。

来場者等に健康被害が発生した場合には、医療救護施設においてうがい、洗眼、静養等の応急処置を行うとともに、医師の判断により消防機関へ救急要請を行う。

また、被害状況に応じて、営業内容の変更や営業時間の短縮、早期閉場等を検討する。

光化学スモッグ警報及び光化学スモッグ重大緊急時警報が発令された場合は、営業時間の短縮、早期閉場等を検討する。

4 多数傷病者事案

会場内で多数傷病者事案が発生した場合には、総合指揮センターに常駐する医療統括責任者の指示により、協会救護隊及び医師、看護師等が医療救護活動を行う。

また、総合指揮センターの消防及び警察リエゾンに協力を仰ぎ、情報を共有する。

現場では、トリアージを含む観察や処置を行う前に情報収集を実施し、活動方針（指揮命令系統の確立、仮救護所の位置・運用方針等）を決定し、医師等の判断により消防機関へ救急要請を行う。

なお、多数傷病者事案の詳細については、医療救護実施計画に定める。

5 その他事件・事故

上記以外の災害が発生した場合は、各災害対応に準ずる。

第6節 国民保護事案

武力攻撃事態又は緊急対処事態が発生し、国から全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を通じて弾道ミサイル飛来等の情報発信がされた場合には、会場内の放送設備によるアナウンスや、会場に設置された放送設備及びデジタルサイネージ等の案内表示を活用して身の安全確保の呼びかけ、協会警備隊は建物内等への避難誘導を行う。

あわせて、状況に応じて早期閉場等を検討する。

第8章 備蓄

開催者は、「災害発生時における大規模な帰宅困難者等の発生への対策に関するガイドライン」（内閣府防災担当）を参考に、災害発生時又は来場者等が何らかの理由により会場に留まる必要がある場合に備えて、帰宅困難となった来場者等が発災後最大3日間（72時間）滞在できる備蓄を備えることとする。

第1節 品目・数量

数量は、博覧会期間中の繁忙期（最大で6.7万人程度が滞留）を想定し、21万食を備蓄するほか、会場内の飲食店等の食料の活用を図る。

主食（アルファ米等）	210,000	食
飲料	180,000	L
乳児用ミルク	4,000	回
毛布類	32,000	枚
簡易トイレ	43,200	セット
おむつ（小児/大人用）	8,800	枚
マスク	22,000	枚
生理用品	8,800	枚

第2節 保管・管理

備蓄品は会場内の備蓄倉庫において保管・管理を行う。

また、備蓄品のほかに、配布時に必要な荷役機械、運搬車両等を配備し、速やかに来場者等へ提供できるよう備える。

第3節 配布

1 配布の決定

開催者は、大規模災害発生時等において、来場者が同日中に会場から帰宅できる目途が立たず、翌朝時点で一時滞在施設に留まっていることが想定される場合等に備蓄品の配布を決定する。

2 配布手順

(1) 開催者は配布の決定後、速やかに来場者等に備蓄品を配布することができるよう、あらかじめ次の事項について定めるなど、必要な準備を行う。

- ア 配布場所及び動線
- イ 搬出作業の手順
- ウ 配布作業の手順

- (2) 大規模災害発生時等において、大量の備蓄品の配布が必要な場合は、場内貨物取扱指定事業者と協力し、配布を行う。
- (3) 開催者は、放送設備及びデジタルサイネージ等の情報発信手段により、来場者に備蓄品の配布場所等を周知する。

第4節 参加者等への協力要請

1 必要な備蓄品の確保

別途定める「2027年国際園芸博覧会参加ガイドライン 第10章-11 防火・防災・応急救護」に基づき、参加者に対し必要な備蓄を行うよう指導する。

2 飲食店等への協力要請

大規模災害時等に一時滞在施設が開設される場合等で、当面のあいだ会場の通常営業が困難と見込まれる場合には、会場内の飲食店等に対し、来場者への食料・飲料の提供について協力要請を実施する。

第5節 物資の支援要請

開催者は、地震等が発生し想定外の状況により備蓄品の不足が予測される場合、神奈川県・横浜市に対し救援物資の提供を要請する。

第9章 その他

1 ガイドライン等

開催者は、防火・防災に関する事項について、ガイドラインで参加者に伝達する。

2 マニュアル等

開催者は、災害発生時の詳細な対応についてマニュアル等を整備する。

3 通信体制

開催者は、災害発生時等に、各局が災害情報収集等の災害対策活動を迅速かつ的確に行うとともに、国、自治体及び関係機関と密接に連携して災害対応するために必要な通信設備を整備する。